

議案第7号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年2月12日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布されたとともに、公布の日から起算して10日を経過した日（令和3年2月13日）から施行されることとされたことに伴い、所要の規定整備を行う必要があるため提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年京都府後期高齢者医療広域連合条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。」に改める。

附 則

この条例は、令和3年2月13日から施行する。